

第5章 みんなの幸せのために

1 民生委員・児童委員

担当課 地域包括ケア推進課 福祉政策係 ☎225-2200
社会福祉協議会 地域福祉係 ☎225-2949

民生委員・児童委員	
目的	民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、1期3年の任期で地域社会の福祉を増進することを目的とします。
定数	304人 令和7年4月1日現在の内訳（区域担当者273人、主任児童委員31人）
主な職務	〔民生委員・児童委員〕 ・地域内の援助を必要としている人たちに対して適切な援助を行うために、常に担当地域内の住民の生活実態の実情を把握します。 ※これは、民生委員・児童委員活動の基本となるもので、最も重要な職務です。 ・援助を必要としている人たちの相談に応じ、助言やそれらの人たちが福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供、その他の援助を行います。 ・社会福祉事業者又は社会福祉活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援します。 ・主に福祉に関して、事実関係の調査把握や確認を行い、必要に応じて調査書（確認結果）を発行しています。 ※事実確認の困難なもの及び当事者間に利害得失のあるもの等は取り扱いません。 ・関係行政機関の業務（社会福祉に関するもの）に協力します。 〔主任児童委員〕 ・児童福祉に関する事項を専門的に担当し、次の職務を通して区域担当児童委員の活動に協力します。 ※児童福祉関係機関・施設等との連絡 ※区域担当児童委員への支援活動

2 社会福祉協議会

厚木市社会福祉協議会	
目的	社会福祉法により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で、地域福祉を進めることを使命として、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図る、心ふれあう「福祉のまちづくり」を進めることを目的とした社会福祉法人です。
地域福祉の推進	市と協働で、地区地域福祉推進委員会の活動支援や地区間の情報交換・連携を図り、地域福祉活動を推進します。
ボランティアセンター	ボランティア活動推進のため、相談、情報の提供、講座の開催、ボランティア団体運営費の助成等を行っています。 ・問合せ ボランティアセンター ☎ 2 2 5 - 2 7 8 9
厚木あんしんセンター	高齢者や障がい者で、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理などが一人では適切に理解や判断、意思表示することが困難な方を支援するため、日常的金銭管理サービス、書類等預かりサービスを行います。 ・問合せ 援護係 ☎ 2 2 5 - 2 9 4 7
あつぎしあわせライフサービス	高齢者や身体に障がいのある方、ひとり親家庭などで家事や介助などにお困りの方の負担を少しでも軽減するため、市民の参加と協力により、有料（1時間900円から）でヘルパーを派遣します。 ・問合せ 援護係 ☎ 2 2 5 - 2 9 4 7
福祉有償運送「ひばり号」	1人では公共交通機関を利用して移動することが困難な方が通院や買物など外出できるよう、リフト付きワゴン車を運行しています。（原則付添介助者が必要。土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。 なお、利用される方は、事前に登録が必要となります。登録後、予定日の1か月前から3日前までに電話で予約してください。 ・問合せ 援護係 ☎ 2 2 5 - 2 9 4 7 ※市内には、福祉有償運送事業者が他にも4団体あります。 P156ページ福祉有償運送事業者一覧を参照してください。 ※利用方法、利用料金などは各事業者に直接お問い合わせください。
車いすの貸出し	疾病やケガなどにより、一時的に車いすを必要とする方に貸出しを行っています。 ・貸出期間 2か月以内(ただし、1か月の延長ができます。) ・使用料 無 料 ・問合せ 援護係 ☎ 2 2 5 - 2 9 4 7

善意銀行及びふれあい基金	善意銀行は、地域福祉推進委員会の支援を始め、広く社会福祉事業に活用しています。 ふれあい基金については、市民の方々の善意を積立て、住民福祉活動に役立てるための基金です。 ・問合せ 総務係 ☎225-2947
災害見舞金の支給	不時の災害等により被害を受けたとき、その罹災世帯に見舞金を支給します。 ・問合せ 総務係 ☎225-2947
生活福祉資金の貸付け	P. 40参照
緊急援護資金の貸付け	P. 41参照
行旅人に対する貸付け	行旅人に対して、隣接市までの電車賃を貸付けします。 ・問合せ 援護係 ☎225-2947
賛助会員加入運動	社協組織の強化及び地域福祉活動の充実を図るため、会員の増強に努めています。 賛助会員（一般家庭） 年額1口 500円 （法人） 年額1口 1,000円 ・問合せ 総務係 ☎225-2947
公益事業（喫茶・売店の経営）	保健福祉センターを利用する高齢者、障がい者、ボランティア等福祉関係者の福利厚生を図るため、喫茶・売店の経営を行っています。
障害福祉サービス事業	障害者総合支援法における指定居宅介護事業所として、支援が必要な方に障害福祉サービスを提供しています。 ※サービス提供時間 月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分（原則） ・問合せ 援護係 ☎225-2947
福祉まるごと相談	P. 54参照
成年後見相談	P. 54参照
終活相談	P. 54参照
厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ	成年後見制度の総合的な推進を図るとともに、高齢者及び障がい者の権利侵害を解消するため、次の事業を行っています。 ・成年後見制度の利用促進に関すること ・高齢者・障がい者の虐待防止にかかる広報及び啓発活動 ・問合せ 権利擁護支援センターあゆさぽ ☎225-2939

3 災害援護

担当課 地域包括ケア推進課 福祉政策係 ☎225-2200

災害弔慰金の支給

対象	法律に定める一定規模以上の暴風雨、洪水又は地震等の自然災害により、死亡した市民の遺族に対し支給します。 また、市パートナーシップ宣誓者の一方が災害により死亡したときは、その者のパートナーに対し支給します。 (死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額)	
金額	・死亡者が生計を主として維持していた場合 ・その他の場合	500万円 250万円

災害障害見舞金の支給

対象	法律に定める一定規模以上の暴風雨、洪水又は地震等の自然災害により、精神又は身体に著しい障がいを受けた市民に対し支給します。	
金額	※障がい者1人当たりの災害障害見舞金の額 ・障がい者が世帯の生計を主として維持していた場合 ・その他の場合	250万円 125万円

災害援護資金の貸付け

対象	法律に定める一定規模以上の暴風雨、洪水又は地震等の自然災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対し貸付けを行います。	
金額等	※1世帯当たりの災害援護資金の貸付限度額 ・被害の種類及び程度に応じ、150万円から350万円となっています。 ・償還期間 10年(据置期間は、このうち3年) ・利 率 3%(据置期間中は無利子)	

被災者生活再建支援制度

対象	法律に定める一定規模以上の災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。		
支給額	次の2つの支援金の合計額になります。 （一人世帯の場合は、各該当欄の3／4の金額になります。）		
	・住宅の被害程度に応じて支給する額（基礎支援金）		
	被害程度	全壊等	大規模半壊
	支給額	100万円	50万円
	・住宅の再建方法に応じて支給する額（加算支援金）		
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅を除く）
支給額	200万円	100万円	50万円
※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（または補修）する場合は、合計で200（または100）万円。			

災害見舞金の給付

対象	災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない火災、地震及び風水害等の自然災害による被害者に対し給付します。				
見舞金の額	災害の区分	見 舞 金 の 額			
		単身世帯	2～3人世帯	4～5人世帯	6人以上の世帯
	住家の全焼、全壊又は流失	20,000円	50,000円	70,000円	100,000円
	住家の半焼又は半壊	15,000円	30,000円	40,000円	50,000円
	住家の床上浸水	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
	死亡又は行方不明	生計中心者の死亡			750,000円
		上記以外の者の死亡			500,000円
	6日以上入院加療を要する負傷	1人につき			30,000円
※上記のほか、日本赤十字社厚木市地区、共同募金会厚木市支会及び厚木市社会福祉協議会からも給付があります。					

自然災害援護資金の給付

対象	災害救助法及び厚木市災害弔慰金の支給等に関する条例に定める災害に該当しない地震、風水害等の自然災害を受けた被害者に対し給付します。
金額	住家の改築又は修繕を行う場合には、改築又は修繕に要する4分の1の額（最高25万円）を自然災害援護資金として給付します。

4 避難行動要支援者名簿

担当課 介護福祉課 介護認定係 ☎225-2391

市が、災害対策基本法に基づき、災害時等に避難支援が必要となる方の名簿を作成し、名簿の対象となった御本人に個人情報や避難支援等関係者に提供することについて同意・不同意の意思確認をします。

同意が得られた方の名簿は、避難支援等関係者に提供し、災害時の避難支援のほか、平常時の日頃の見守り活動等に活用します。

避難行動要支援者名簿	
対象者の要件	① 要介護認定（3～5）を受けている方 ② 下肢又は体幹機能障がい（1級・2級）の方 ③ 視覚障がい（1級・2級）の方 ④ 療育手帳（A1・A2）をお持ちの方で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方 ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方で18歳以上65歳未満の健常者が同居していない方 ⑥ 小児慢性特定疾病医療費（重度認定）を受給している方 ⑦ 上記以外で自主防災隊及び民生委員・児童委員等が支援の必要を認め、本人等が同意した方 ※ いずれの要件も在宅の方のみを対象とします。
提供の同意について	避難行動要支援者名簿は、避難支援等関係者に事前に提供するため、対象となった御本人から提供に当たっての同意をいただく必要があります。
名簿の提供先について	避難支援等関係者（①自主防災隊、②民生委員・児童委員、③厚木市社会福祉協議会、④地域包括支援センター、⑤障がい者基幹相談支援センター、⑥障がい者相談支援センター、⑦消防署、⑧消防団）に提供します。
提供する情報について	①氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤電話番号、⑥名簿の対象となる要件等です。 なお、提供する情報は、災害時の避難支援や日頃の見守り活動以外の目的には使用しません。

5 社会福祉基金

担当課 地域包括ケア推進課 福祉政策係 ☎225-2200

社会福祉基金	
内容	皆様から寄せられた善意の寄附金を、社会福祉基金として積み立てし、また、基金の利子と寄附金を福祉の向上を図るために活用しています。
実績	令和6年度末時点 厚木市社会福祉基金残高 204,325,418円

6 社会福祉大会

担当課 地域包括ケア推進課 福祉政策係 ☎ 225-2200
社会福祉協議会 総務係 ☎ 225-2947

厚木市社会福祉大会

内容	社会福祉の増進・向上等に功績のあった方、民間社会福祉事業所で介護や看護業務で功労のあった方等を対象に「厚木市社会福祉大会」の中で表彰及び記念品を贈呈します。 また、社会福祉に多額な金品等を寄附された方に対しては、感謝状と記念品を贈呈しています。 厚木市社会福祉協議会においても同様の顕彰をします。
実績 (令和6年度 第55回大会)	・厚木市長表彰 62の個人及び団体 感謝状 4の団体 ・厚木市社会福祉協議会会長表彰 21の個人及び団体 感謝状 11の個人及び団体

7 日本赤十字社

事務局 日本赤十字社神奈川県支部厚木市地区
(地域包括ケア推進課 福祉政策係) ☎ 225-2200

日本赤十字社の活動

会員増強運動	毎年5月を赤十字会員増強月間として、全国的に赤十字思想の普及を図り、赤十字会員の増強に努めています。 ・実施期間 毎年5月1日～5月31日 ・会 費 額 年額500円（協力会員）、年額2,000円（会員） ・厚木市地区収納実績額 令和6年度 12,936,940円																								
その他の活動	国際救援活動、災害救援活動、血液事業、医療事業、社会福祉事業、看護師の養成、救急法などの講習、青少年赤十字活動等、広範な活動をしています。 厚木市地区においても、火災、風水害等における見舞金の支給、救急法などの講習会の開催、福祉団体への補助などを行っています。																								
赤十字の 見舞金額	<table><tr><th colspan="5">災 害 見 舞 金 の 額</th><th>(単位：円)</th></tr><tr><th>災害の 区分 県市区分</th><th>全焼、全壊 又は流失</th><th>半焼、半壊</th><th>死亡</th><th>負傷</th><th></th></tr><tr><td>厚木市地区</td><td>単身世帯 10,000 2人以上の世帯 20,000</td><td>単身世帯 5,000 2人以上の世帯 10,000</td><td>1人につき 20,000</td><td>1人につき 10,000</td><td></td></tr><tr><td>神奈川県支部</td><td>1世帯につき 10,000</td><td>1世帯につき 10,000</td><td>1人につき 20,000</td><td>1人につき 10,000</td><td></td></tr></table>	災 害 見 舞 金 の 額					(単位：円)	災害の 区分 県市区分	全焼、全壊 又は流失	半焼、半壊	死亡	負傷		厚木市地区	単身世帯 10,000 2人以上の世帯 20,000	単身世帯 5,000 2人以上の世帯 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000		神奈川県支部	1世帯につき 10,000	1世帯につき 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000	
災 害 見 舞 金 の 額					(単位：円)																				
災害の 区分 県市区分	全焼、全壊 又は流失	半焼、半壊	死亡	負傷																					
厚木市地区	単身世帯 10,000 2人以上の世帯 20,000	単身世帯 5,000 2人以上の世帯 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000																					
神奈川県支部	1世帯につき 10,000	1世帯につき 10,000	1人につき 20,000	1人につき 10,000																					

8 赤い羽根共同募金

事務局 社会福祉法人神奈川県共同募金会厚木市支会
(厚木市社会福祉協議会 地域福祉係) ☎225-2949

赤い羽根共同募金	
内容	昭和22年より、戦後復興の一助となることを目的として始められました。現在では「じぶんの町を良くするしくみ」として、厚生労働大臣の告示により定められた期間で募金活動を実施しています。集められた募金は厚木市内で行われる福祉活動等に役立てられるほか、国内大規模災害時の災害義援金や感染症影響下での緊急支援活動としても活用されます。
活動期間	赤い羽根共同募金運動：10月1日～3月31日 年末たすけあい運動：12月1日～12月31日 (寄付金の募集は年間を通して実施しています。)
募金の種類	戸別募金、街頭募金、法人募金、学校募金、職域募金、イベント募金、その他の募金（ガチャガチャ募金、クレジットカード募金等）
募金の主な使途	・民間社会福祉施設整備費 ・社会福祉団体活動費 ・災害など緊急時の資金 ・社会福祉協議会活動費 ・年末たすけあい援護資金
支会実績額	令和6年度 12,726,342円
赤い羽根の由来と歴史	今日、共同募金といえば、誰でも「赤い羽根」を思い浮かべるほど、この羽根は浸透してきましたが、ヨーロッパやアメリカでは、昔から正義と勇気の象徴として赤い羽根を頭に飾り、そうすることが大変名誉なことと考えられていました。 日本では、昭和23年から街頭における寄付済みの印として使われるようになりました。

9 中国残留邦人等の方々にに対する支援

担当課 生活福祉課 ☎225-2211・2212・2891・2811

中国残留邦人等支援給付事業	
対象要件	①「老齢基礎年金の満額支給」対象者で、世帯の収入が一定基準に満たない方 ※60歳以上65歳未満でまだ老齢基礎年金を受給していない方も含まれます。 ②平成20年4月1日以前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の方の配偶者で、平成20年4月1日現在で生活保護を受給している方 ※「老齢基礎年金の満額支給」対象者とは、以下の全てに該当する方々です。 ・明治44年4月2日から昭和21年12月31日までの間に生まれた方(昭和22年1月1日以降に生まれ、昭和21年12月31日以前に生まれて永住帰国した中国残留邦人等に準ずる事情のあるものとして、厚生労働大臣が認める60歳以上の方を含みます) ・永住帰国した日から引き続き1年以上本邦に住所を有している方 ・昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した方 ※なお、対象者となるためには、厚生労働省への申請が必要です。
支援給付額	一緒に生活している世帯全員の収入（子ども世帯と同居している場合は子ども世帯の収入も含む）と、国が定めた「生活費の基準（最低生活保護費）」とを比べ、支援給付が必要かどうか決められます。
支援給付の種類	支援給付には以下のものがあり、「生活費の基準（最低生活費）」は中国残留邦人等とその配偶者の生活に必要な支援給付を組み合わせたものです。 ・生活支援給付 生活に必要な食費や衣類、光熱水費などの費用 ・住宅支援給付 毎月の家賃（一定の限度があります） ・医療支援給付 病院にかかるために必要な費用 ・介護支援給付 介護保険の給付対象となるサービスを受けるために必要な費用 ・出産支援給付 出産に必要な費用 ・生業支援給付 小規模事業を始めるため等の費用 ・葬祭支援給付 葬式の費用
配偶者支援金	支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金（老齢基礎年金の2／3相当額）を支給します。 ・対象者 特定中国残留邦人等が死亡後に、支援給付を受ける権利を有する特定配偶者

10 戦没者遺族等の援護

担当課 地域包括ケア推進課 福祉政策係 ☎ 2 2 5 - 2 2 0 0

戦没者遺族・戦傷病者の援護事業

制度	先の大戦の遺族の方々や、大戦で負傷又は疾病にかかり、今なお障がいをもつる軍人、軍属であった方々や旧軍人、旧軍属等として一定期間勤務して退職した本人又は遺族に対して恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法等に基づく援護制度が定められています。
内容	・厚木市遺族会の事業運営等への補助金交付 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金、戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者等の父母に対する特別給付金の受付 ※戦傷病者の方が所有する手帳及びNHK受信料の減免等については、神奈川県生活援護課にて手続きを受け付けています。

原子爆弾被爆者慰問金

対象	毎年11月1日現在に厚木市在住（住民登録あり）で、被爆者手帳をお持ちの方
金額	1人 8,000円 （毎年12月上旬頃に申請書類等の御案内を対象者へ発送。申請を受け付け次第、順次交付。）

厚木市戦没者追悼式

内容	数次にわたる戦役において尊い命をささげられた英霊に追悼の意をささげると共に、御遺族の労苦に深く敬意を表するための追悼式典を実施しています。
----	---

11 高齢者・障がい者世帯のごみ収集事業

担当課 環境事業課 業務係 ☎ 2 2 5 - 2 7 9 0

愛の一声ごみ収集事業

対象	市内在住で、ごみ出しが可能な世帯員がおらず、原則として要介護2以上の認定を受けた世帯、または要介護2以上の認定がなくともごみ出しが困難と判断される身体状況にあると認められる世帯（65歳未満も含む）
内容	対象世帯の玄関先などに出されたごみを収集します。ごみが出ていない場合は、安否を確認します。